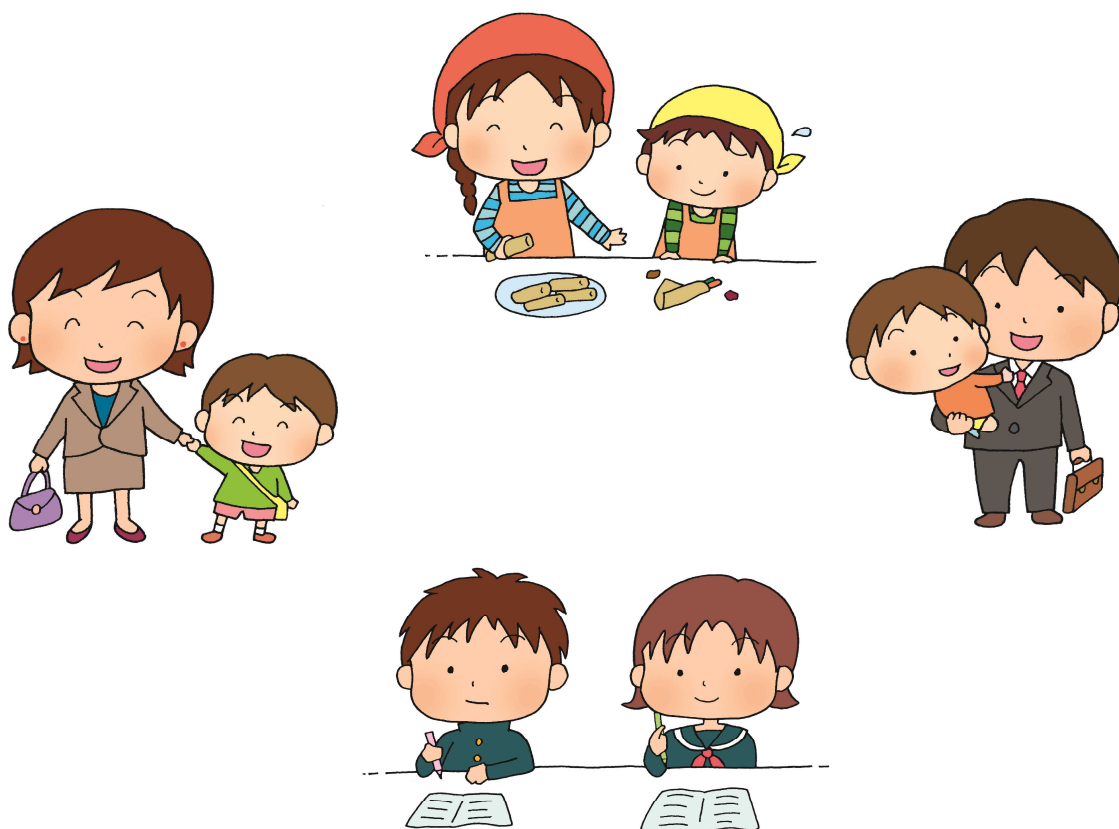


水上村 子ども・子育て支援事業計画

『水上村で育てたい』の声がきこえる
恵まれた自然と地域みんなの子育て応援



平成 27 年 3 月
水上村

はじめに

近年、人口減少、少子・高齢化による核家族化が進む一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

こうした中、本村では、平成17年に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「水上村次世代育成支援地域行動計画」を策定するとともに、平成22年には「水上村次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「社会の宝」「将来の夢」である次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、安心して子どもを産み、子育てをしたくなる村づくりを推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成27年度から5年を1期とする「水上村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、『『水上村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援』を基本理念として、地域全体で子育て支援に関する施策をさらに推進してまいります。そのためには、村民・地域・行政の役割分担と相互の連携を図りながら、地域に密着したサービスの向上に努めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「水上村子ども・子育て会議」の皆様はじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました村民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

水上村長 廣瀬 親吾

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
第3節 子ども・子育て支援新制度の概要.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の策定体制と方法.....	5
第2章 統計からみる現状.....	7
第1節 人口の状況.....	8
第2節 世帯の状況.....	10
第3節 出生数・女性の就労状況.....	11
第3章 アンケート調査からみる現状.....	13
第1節 子育て支援サービスについて.....	14
第2節 子育ての不安感や負担感について.....	17
第3節 仕事と生活の両立について.....	18
第4章 計画の基本的な考え方.....	21
第1節 本計画がめざすまちの将来像.....	22
第2節 計画の基本的な視点.....	23
第3節 基本目標.....	24
第5章 施策の具体的な取り組み.....	27
第1節 基本目標1 地域における子育ての支援.....	28
第2節 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	35
第3節 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	41
第4節 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	50
第5節 基本目標5 子どもの安全の確保.....	52
第6節 基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	55
第6章 量の見込みと確保方策.....	59
第1節 教育・保育提供区域.....	60
第2節 子ども・子育て支援給付.....	60
第7章 計画の推進に向けて.....	69
第1節 計画の推進体制.....	70
第2節 計画の進捗管理・評価.....	70
資料編.....	71

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

水上村では、「水上村次世代育成支援行動計画」を「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」を策定しました。この計画に基づき、水上村における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、改正「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。

第3節 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

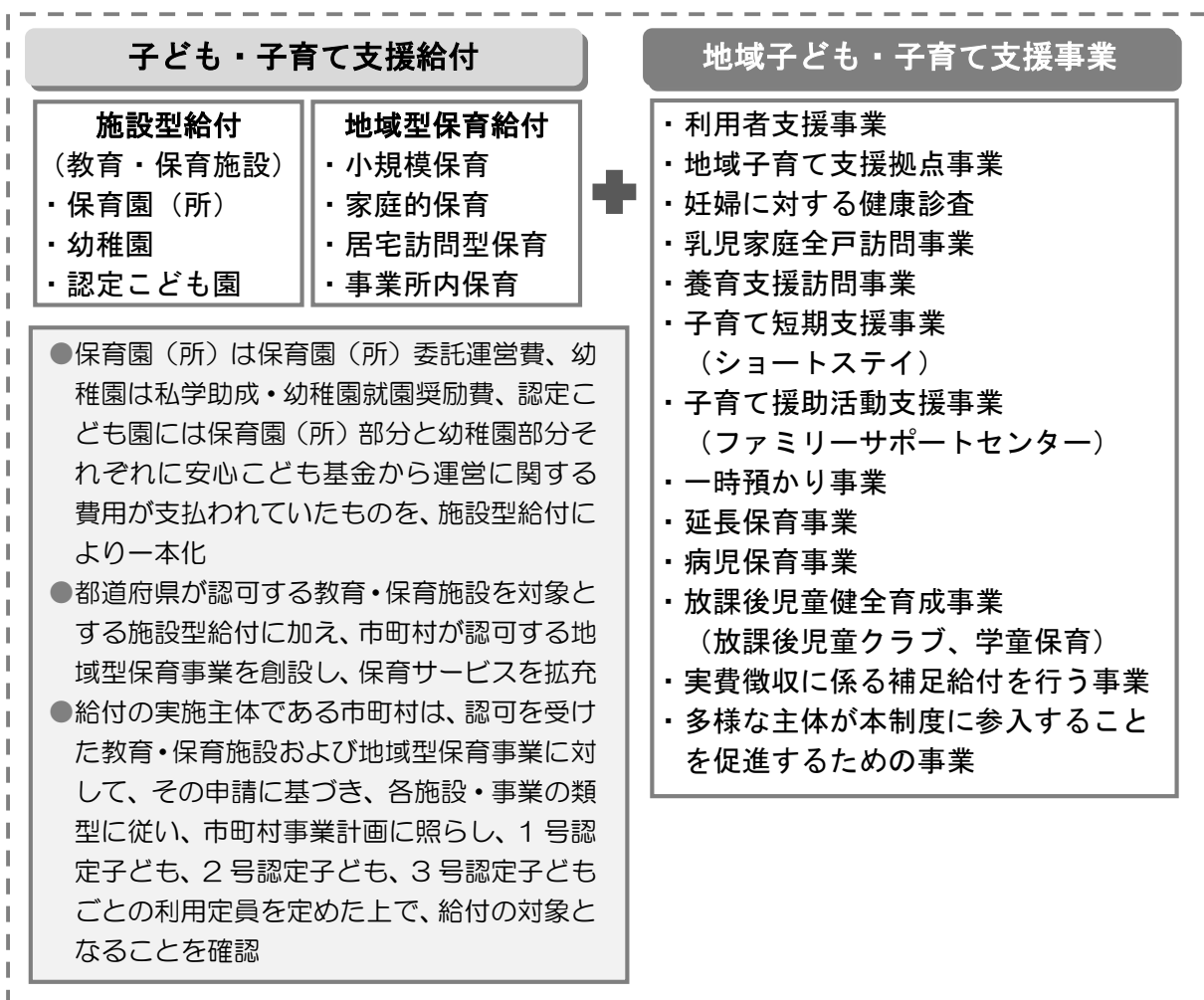
2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要



施設型給付

■保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

保育園（所）・幼稚園などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

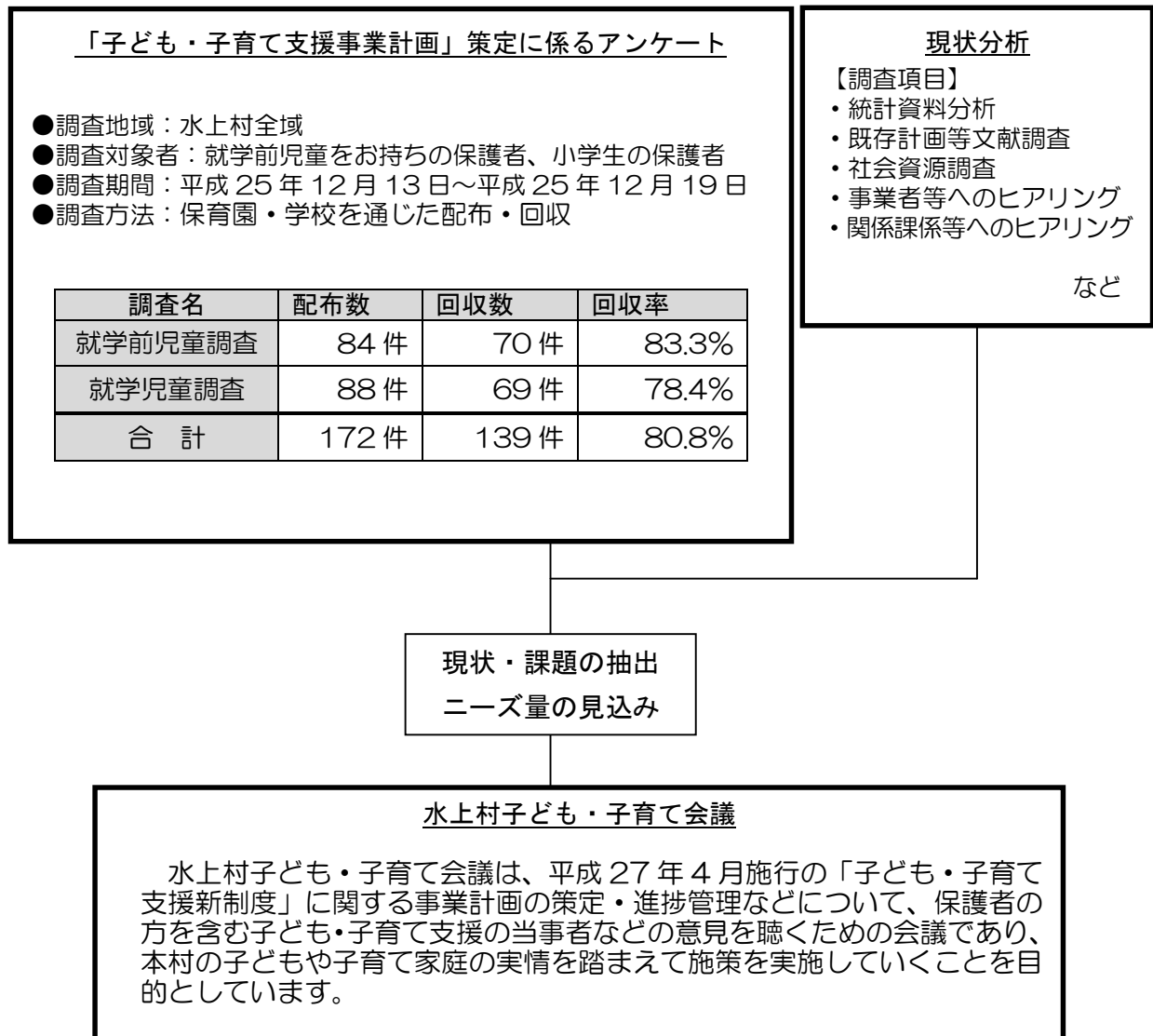
認可 定員	19人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6人			
	5人	家庭的保育事業		
	1人			

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

第5節 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「水上村子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。

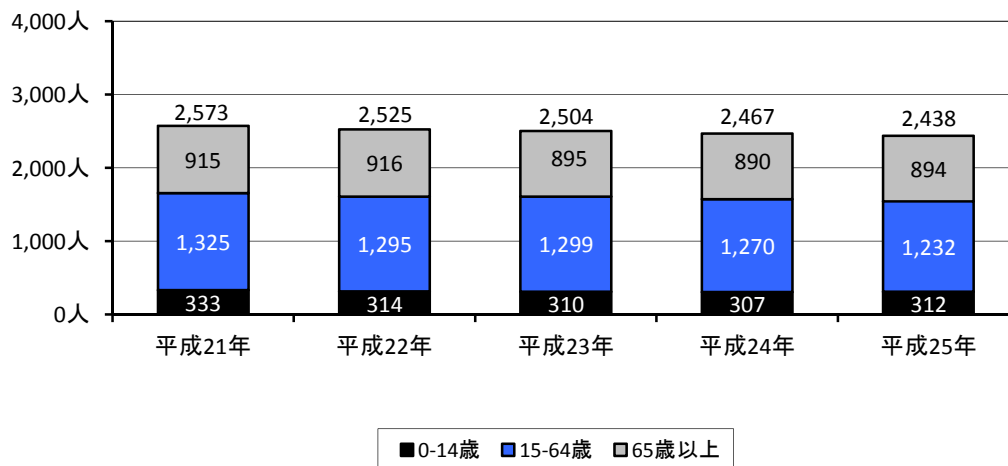


第2章 統計からみる現状

第 1 節 人口の状況

① 総人口の推移

5年間の人口の推移をみると、年々わずかに減少を続けていますが、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

② 児童人口の推移

児童人口の推移についても総人口と同様に、5年間でわずかに減少をしているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	19	15	15	20	21
1歳	16	21	17	18	22
2歳	26	18	21	19	17
3歳	26	26	18	22	19
4歳	23	25	25	18	21
5歳	13	24	26	26	19
6歳	21	12	25	22	26
7歳	20	20	13	27	22
8歳	25	20	20	11	28
9歳	19	24	20	20	11
10歳	22	19	24	20	20
11歳	20	22	20	24	20
合計	250	246	244	247	246

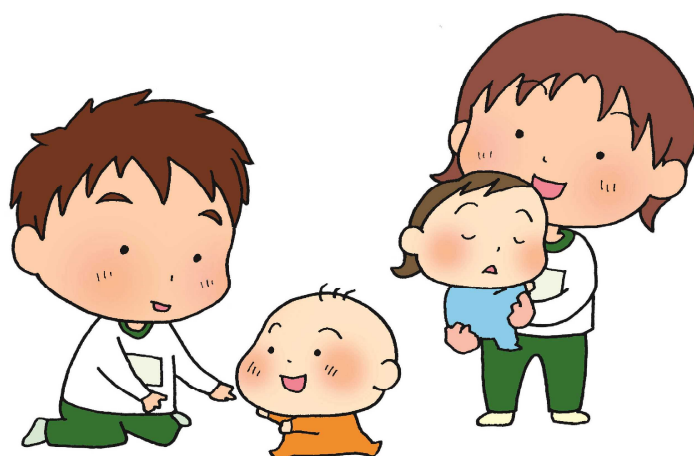
資料：住民基本台帳（各年3月末）

③人口動態の推移

人口動態をみると、平成 25 年では自然動態が 23 人の減、社会動態が 31 人の減となっています。5 年間の推移でみると自然動態に比べ、社会動態の減少幅が大きくなっています。

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成21年	19	40	-21	52	74	-22
平成22年	14	31	-17	42	71	-29
平成23年	15	36	-21	68	90	-22
平成24年	22	27	-5	100	90	10
平成25年	17	40	-23	55	86	-31

資料：人口動態調査

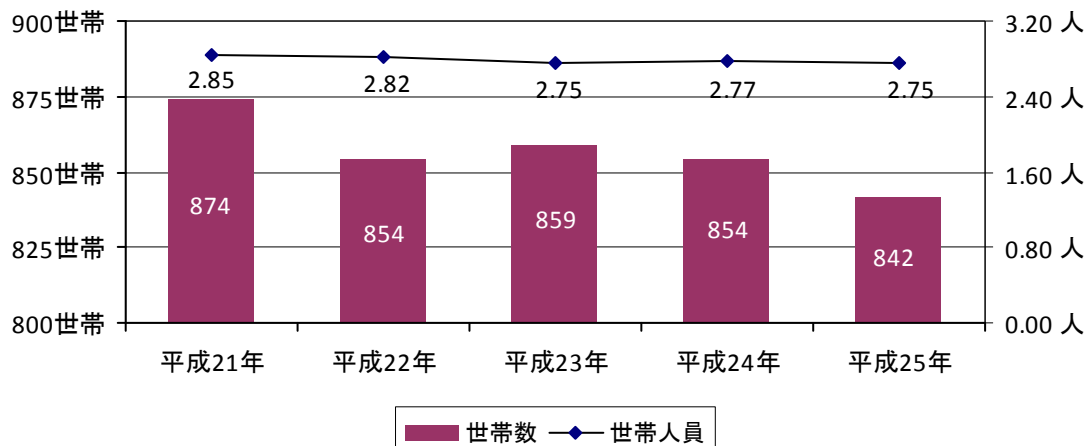


第2節 世帯の状況

①一般世帯数・世帯人員の推移

一般世帯数・世帯人員の推移についてみると、一般世帯総数は減少傾向にあり、5年間で32世帯減少しています。

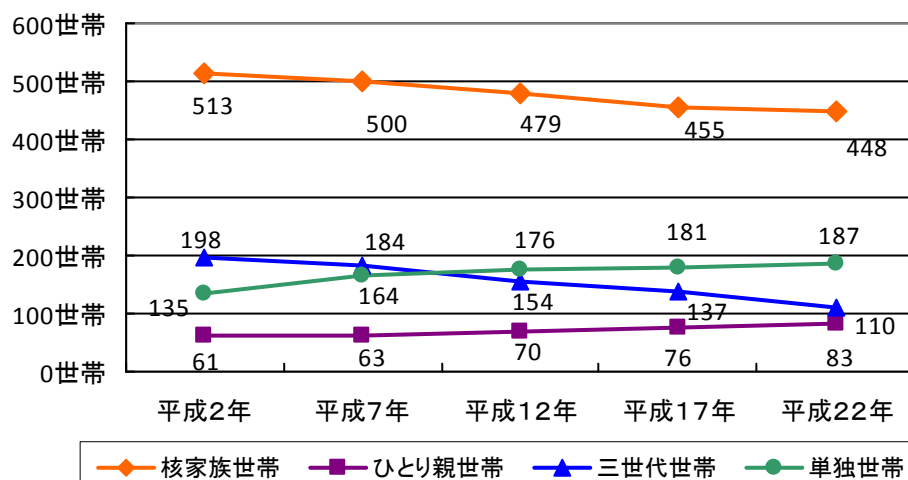
また、世帯人員についても減少傾向にあり、5年間で0.1人の減少となっています。



資料: 国勢調査

②世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、核家族世帯、三世帯世帯が減少傾向にある一方、単独世帯、ひとり親世帯は増加が続いています。

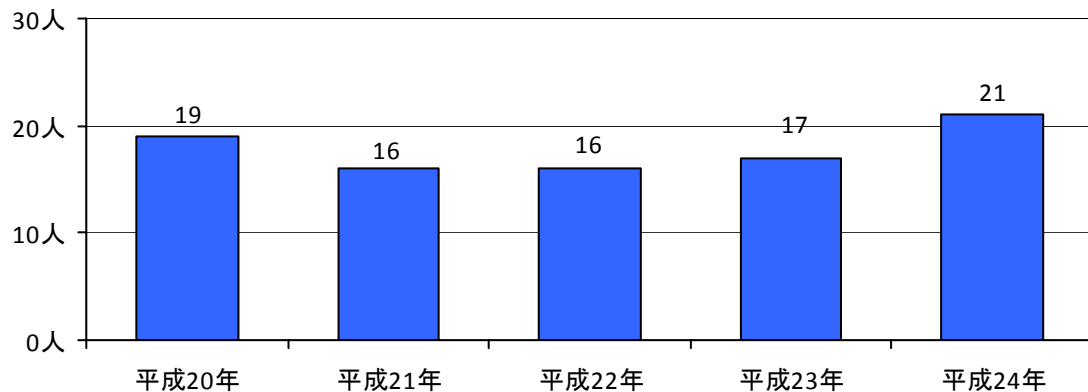


資料: 国勢調査

第3節 出生数・女性の就労状況

①出生数の推移

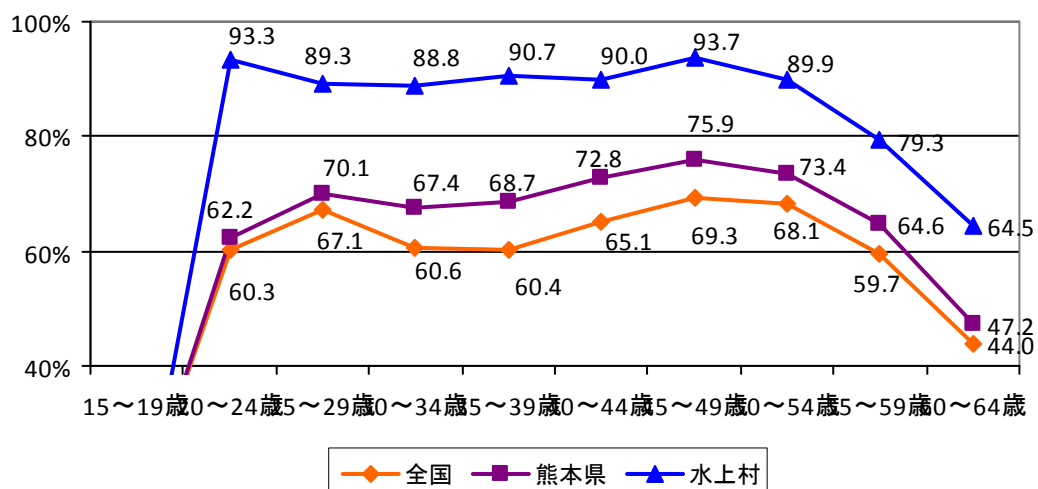
出生数についてみると、平成20年から平成22年にかけては減少していましたが、それ以降は増加傾向となっています。



資料: 人口動態調査

②女性の就業状況

女性の就業率の推移についてみると、県や国と同様に M 字カーブを描いているものの、比較的高く推移しており、結婚・出産期にある20代から30代の女性も9割近い就業率になっています。



資料: 国勢調査

第3章 アンケート調査からみる現状

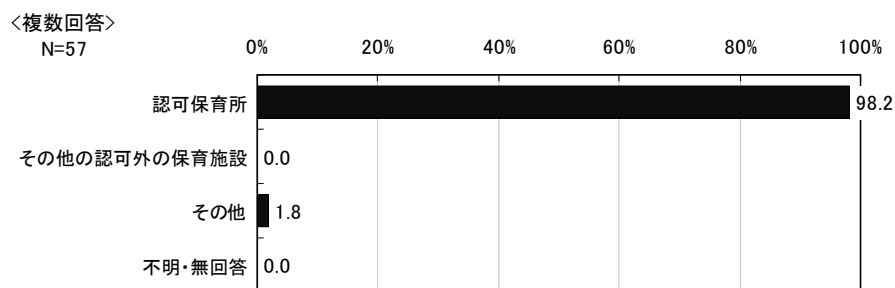
第1節 子育て支援サービスについて

①保育所や幼稚園等を望むニーズについて（就学前児童）

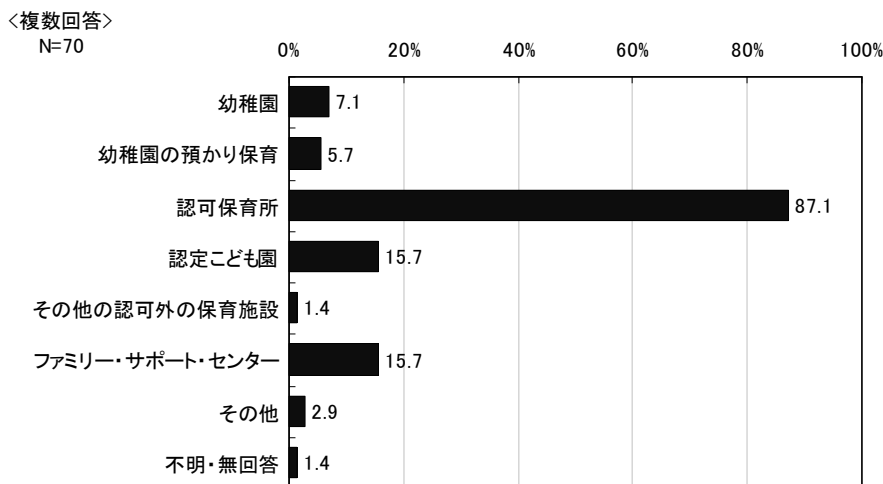
水上村では認可保育所2園で教育・保育事業を行っており、現在は多くの回答者が認可保育所を利用している状況です。今後の利用希望についてみると、認可保育所が8割以上と多くなっている一方、認定こども園や幼稚園のニーズもみられます。

また、利用したい場所は9割近くが「水上村内」と答えており、「水上村外」が1割となっています。

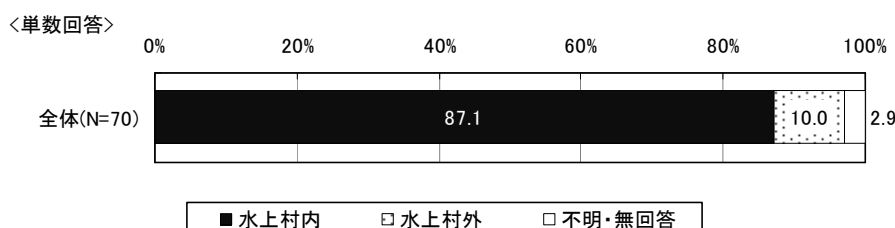
【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】



【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



【教育・保育事業を利用したい場所】

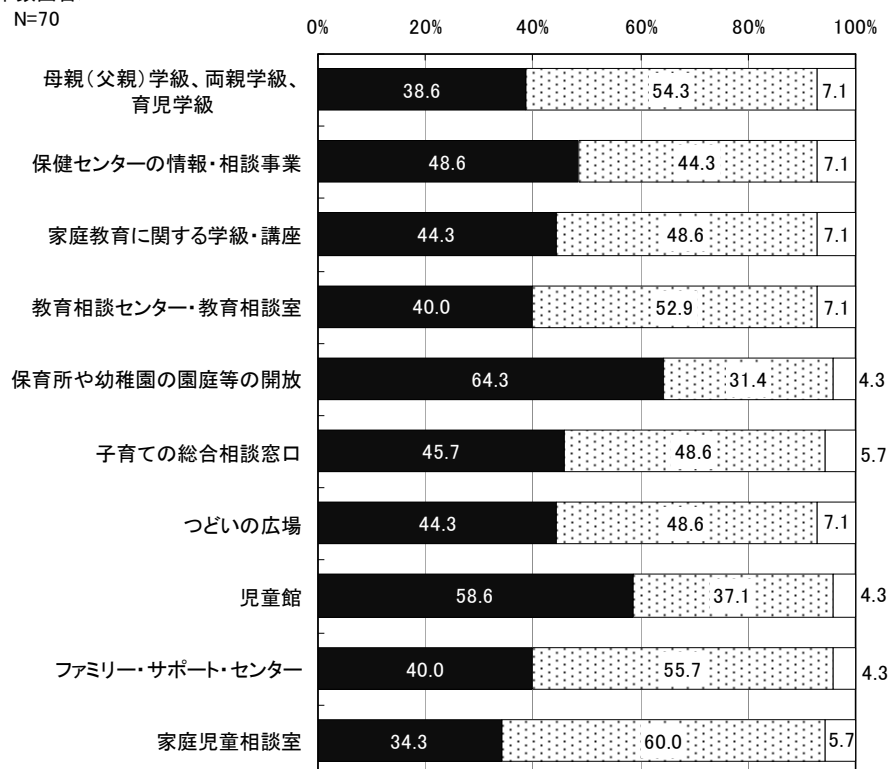


②水上村の取り組みの今後の利用希望（就学前児童）

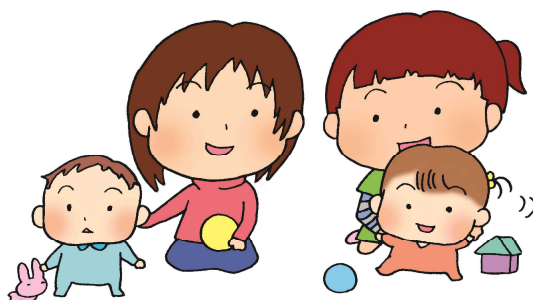
水上村で行われている取り組みの今後の利用希望についてみると、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「児童館」の利用希望が５割を超えており、子どもが安心して遊ぶことができる環境が望まれていることがうかがえます。それ以外の事業では利用希望が半数以下となっていますが、「保健センターの情報・相談事業」や「子育ての総合相談窓口」など相談関係の利用希望も比較的高くなっています。

＜単数回答＞

N=70



■ はい □ いいえ □ 不明・無回答



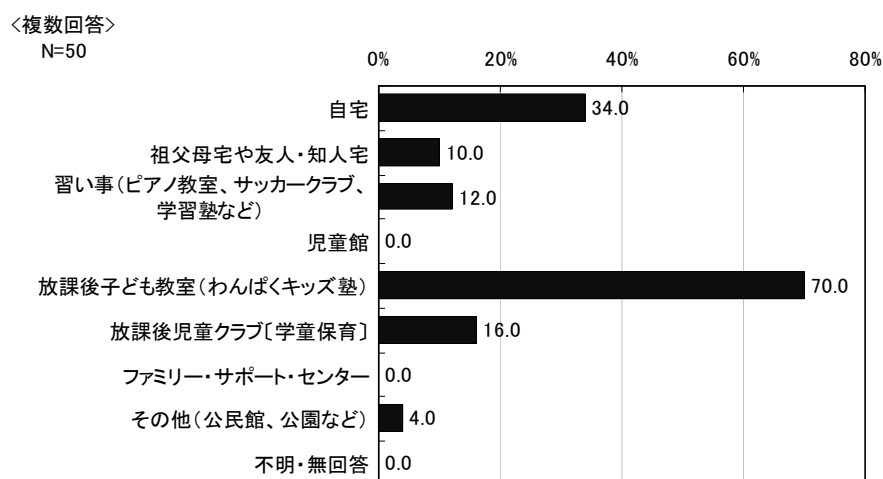
③小学生の放課後の過ごし方について（小学生）

小学生低学年の児童が現在過ごしている場所についてみると、「放課後子ども教室（わんぱくキッズ）」が7割と多くなっています。

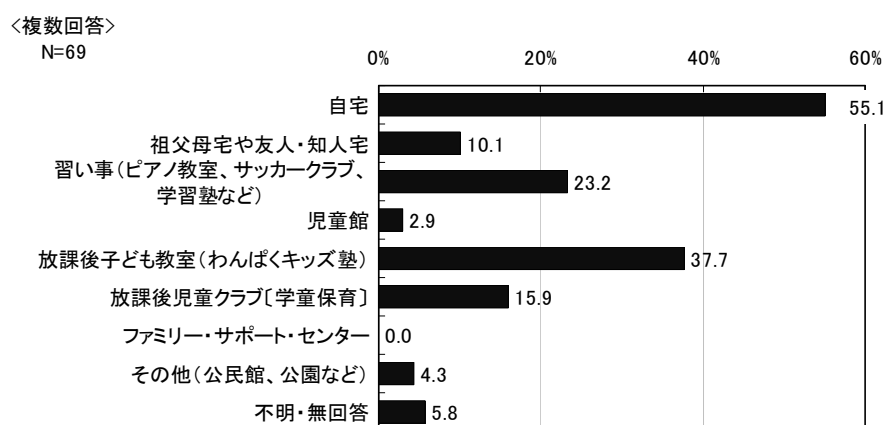
高学年になった際の希望の場所についてみると「自宅」が5割以上と多くなっていますが、低学年と同様に「放課後子ども教室（わんぱくキッズ）」を希望する方が多いことがうかがえます。また高学年では「習い事」を希望する方も多い状況となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」については低学年、高学年ともに16%前後となっています。

【1～3年生の現在過ごしている場所】



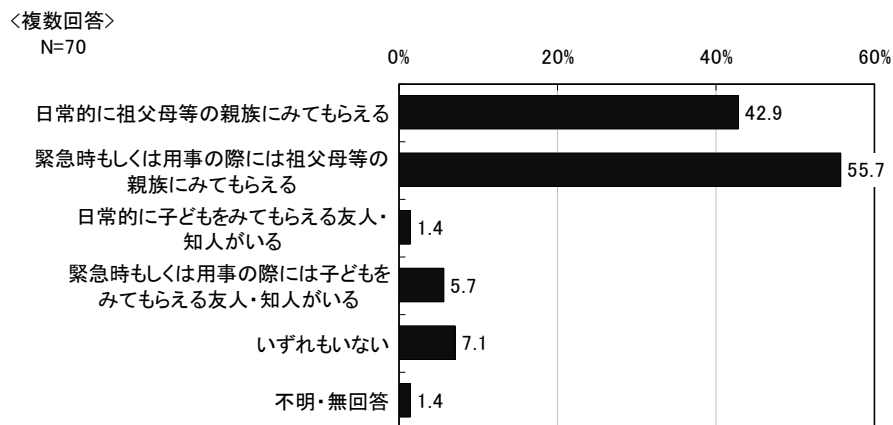
【4～6年生になった際の希望の場所】



第2節 子育ての不安感や負担感について

①子どもをみてもらえる親族・知人の有無について（就学前児童）

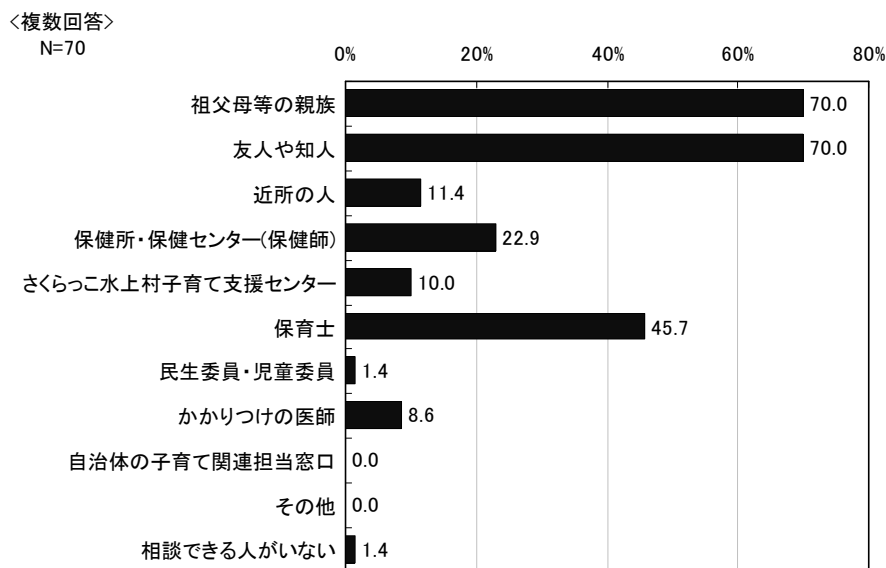
子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、日常的または緊急時には「みてもらえる」と答えている方が多くなっています。一方で「いずれもない」との回答は7.1%（5人）となっています。



②子育てに関する相談先について（就学前児童）

子育てに関する相談先は、「祖父母等の親族」、「友人や知人」がともに7割となっており、次に「保育士」が45.7%と多くなっています。

一方、「相談できる人がいない」が1.4%（1人）となっています。



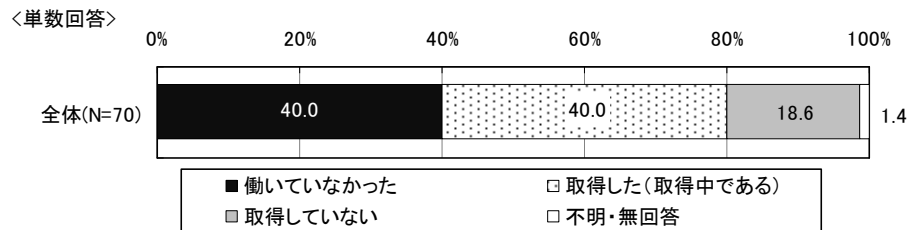
第3節 仕事と生活の両立について

①育児休業の取得状況（就学前児童）

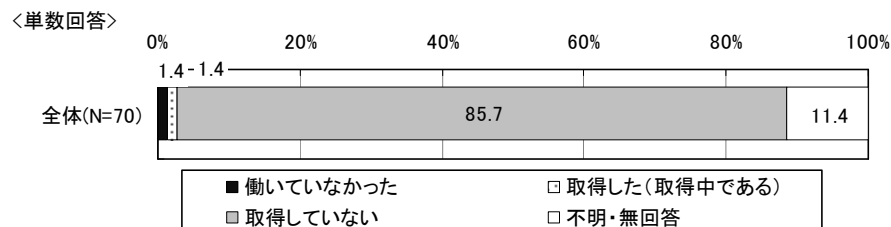
母親の育児休業の取得状況についてみると、「取得した（取得中である）」、「働いていなかった」がともに4割、「取得していない」が2割弱となっています。

父親の育児休業の取得状況については、多くの回答者が「取得していない」と答えている状況です。

◎母親



◎父親



②育児休暇を取得していない理由（就学前児童）

母親の育児休業を取得していない理由についてみると、「子育てや家事に専念するために退職した」が5件と多くなっています。

父親については「仕事が忙しかった」が36.7%と最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」、「配偶者が無職（中略）など制度を利用する必要がなかった」が多くなっています。

◎母親

取得していない理由	〈複数回答〉 N=13	
	件数	%
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	0	0.0
仕事が忙しかった	3	23.1
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0	0.0
仕事に戻るのが難しそうだった	0	0.0
昇給・昇格などが遅れそうだった	0	0.0
収入減となり、経済的に苦しくなる	1	7.7
保育所（園）などに預けることができた	1	7.7
配偶者が育児休業制度を利用した	0	0.0
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	0	0.0
子育てや家事に専念するため退職した	5	38.5
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	1	7.7
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	1	7.7
育児休業を取得できることを知らなかった	0	0.0
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	0	0.0
その他	3	23.1
不明・無回答	1	7.7

◎父親

取得していない理由	〈複数回答〉 N=60	
	件数	%
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	9	15.0
仕事が忙しかった	22	36.7
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0	0.0
仕事に戻るのが難しそうだった	1	1.7
昇給・昇格などが遅れそうだった	3	5.0
収入減となり、経済的に苦しくなる	16	26.7
保育所（園）などに預けることができた	2	3.3
配偶者が育児休業制度を利用した	18	30.0
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	20	33.3
子育てや家事に専念するため退職した	1	1.7
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	6	10.0
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0	0.0
育児休業を取得できることを知らなかった	0	0.0
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	0	0.0
その他	3	5.0
不明・無回答	3	5.0

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 本計画がめざすまちの将来像

全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えていること等が懸念されており、これらは本村においても例外ではありません。

しかし、本村での子育て環境や教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、各自治会やまちづくり協議会、さらには各種団体やボランティアの皆さんにおいても、様々な子どもたちの健全育成に関する取り組みを行っていただいております、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

本村の恵まれた自然の中で「水上村で育てたい」と思える環境の整備に努め、子どもたちや次代の親づくりへの支援・家庭における子育て支援を地域全体で取り組んでいくことが重要になってきます。また、児童福祉や保健福祉医療の連携による住民生活に密着したサービスの推進を図らなければなりません。そこで、家庭・保育所・学校・地域全体が連携し、様々な問題について考え、解決に向けて、子育てを応援していくことを目指します。

『水上村で育てたい』の声がきこえる
恵まれた自然と地域みんなの子育て応援



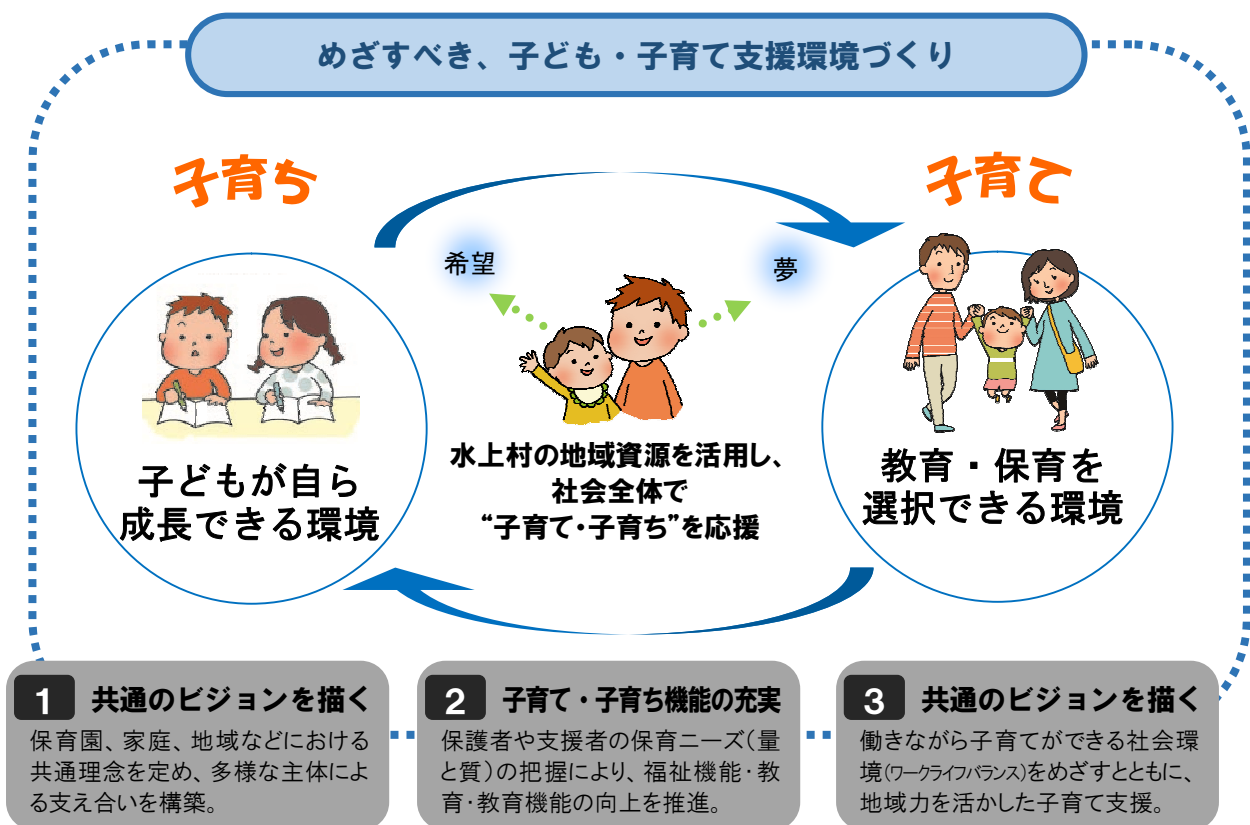
第2節 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長にかかわる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて、広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、育みたい子ども像を実現し、本村に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「水上村で育ちたい・水上村で育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



第3節 基本目標

基本目標1. 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。また、子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。

基本目標2. 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

基本目標3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、さまざまな支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

基本目標4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安全・安心で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

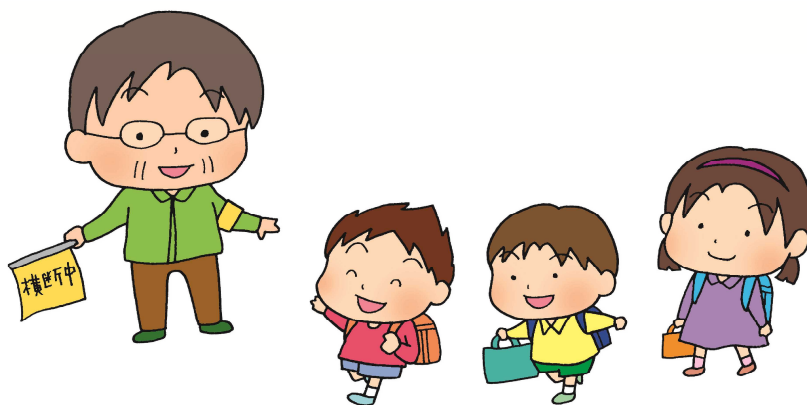
基本目標5. 子どもの安全の確保

核家族化や過疎化の進行にともない、隣近所とのかかわりは以前より薄まり、また犯罪の増加、多様化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どものひとり歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取り組みます。

基本目標6. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。



第4節 取り組みの体系

基本目標 1	地域における子育ての支援	(1) 保育サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 児童の健全育成 (4) その他
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備	(1) 経済的な支援の充実 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備 (4) 安全・安心まちづくりの推進
基本目標 5	子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本目標 6	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実

第5章 施策の具体的な取り組み

第 1 節 基本目標 1 地域における子育ての支援

(1) 保育サービスの充実

①通常保育事業

保育所において、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において保育することができない子どもを保護者に代わって保育する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
現在の受け入れ児童数は、湯山保育所は減少傾向となっていますが、岩野保育所は増加傾向であり、全体で見るとほぼ横ばいです。 今後も平日保育の需要の高さに応えるべく内容の充実に努めます。			住民福祉課
保育所数	2 か所	定員数	105 人

②延長保育サービスの実施

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所で保育を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
平日の延長保育については、毎日実施しており、土曜の終日保育は第1・3土曜のみ実施をしています。土曜日保育については、今後、保護者のニーズに合わせ、検討を進めていきます。 また、平日は午前7時30分～午後7時までの時間延長で今後も対応を続けませんが、現代の多種多様な就労状態に応じ、保育時間についても、引き続き検討して行きます。	住民福祉課

③保育料の負担軽減

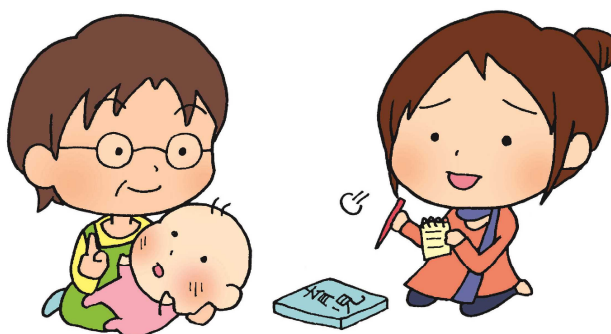
保育料を国の基準より低額の設定に努め、保護者の経済的な負担の軽減を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
近隣町村に比べ、保育料は低料金となっています。同時に3人以上入所の場合、3人の内の1人は、保育料が無料、1人は半額、または第3子目以降の3歳未満児は無料となります。 今後も子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。	住民福祉課

④保育サービスに関する積極的な情報提供

保育サービスを利用する方がサービスを選択することによって、サービスそのものの質を向上させるという観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
保育所との連絡会（保護者会との連携）では、保育サービスに関する積極的な情報交換を行いサービス内容の充実を図ります。 また、保護者会と合同での夏祭りや村内2か所の保育所での合同運動会を実施することにより、保育所と保護者間の交流で保育サービスや子育て等について情報交換ができるため、今後も続けていきます。	住民福祉課



(2) 子育て支援のネットワークづくり

①子育て支援センターの充実

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点をつくることにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する悩みや不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする事業

実施状況と今後の方向性			担当課
現在は保健センター内にて、ひろば型の地域子育て支援拠点事業を実施しています。(週3回) 今後も継続して子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、援助、情報の提供、子育て支援に関する講習などを行います。			住民福祉課
設置箇所数	1 か所(保健センター内)	職員数	2名

②子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布

本村での子育てが楽しくできるよう、子育てガイドブックの作成・配布を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、保育施設等の利用手続きのあらましをお知らせするリーフレット等の作成・配布を行います。	住民福祉課

③子育てに関する意識啓発等の推進

地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
岩野小学校において、地域の高齢者に昔遊びを覚えてもらう「岩野っ子タイムトンネル」を実施したほか、湯山小学校では、発表会などを行う「湯山サミット」を実施し子育てに関する意識啓発を行いました。 今後も継続し、地域の教育力を子どもたちへ反映するよう異なる年齢交流等での講演会、物づくりを実施していきます。	教育課 人づくり振興会議 岩野小学校 湯山小学校

(3) 児童の健全育成

①放課後健全育成事業（学童保育）

就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、おおむね 10 歳未満の小学校低学年児童に対し、放課後に遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業

実施状況と今後の方向性			担当課
交流機会の拡充と家庭における子育て支援を目的に地域福祉推進体制の整備を行います。 現在、「わんぱくキッズ塾（放課後子ども教室）」（担当課 教育課）を、平日の午後3時（学校の終業時間）から午後5時30分までと土曜日の午前9時から午後5時まで2か所で実施しており、体験活動やボランティアを通して学習をしたり、また、自由時間には友達と遊んだり、宿題をしたりと放課後や土曜日の健全育成を図っています。 今後、放課後児童健全育成事業（学童保育）は2か所での実施を検討し、わんぱくキッズ塾（放課後子ども教室）の充実を図っていきます。			住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実施箇所数（学童保育）	0か所	0か所	0か所

②放課後子ども教室（わんぱくキッズ塾）の充実

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを行う事業

実施状況と今後の方向性			担当課
放課後子ども教室事業（わんぱくキッズ塾）を2か所で実施し、放課後から午後5時まで、子どもたちに安全で安心して過ごせる場所を提供しています。 保護者からは時間延長の希望が上がってきており、延長を検討しており、今後、体制が整えば実施することとしています。			教育課 住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実施箇所数	2か所	2か所	2か所



③放課後子ども総合プランの推進（※新規）

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、本村においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、次に掲げる事業を推進していきます。

担当課	住民福祉課、教育委員会
-----	-------------

項目	今後の方向性
(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	現在、放課後子ども教室を2か所で実施しており、放課後児童クラブは実施できていない状況です。放課後児童クラブについては平成30年度までに公民館等にて実施できるよう検討を進めます。各施設は各小学校に隣接しており、実施となれば放課後子ども教室と放課後児童クラブ共通のプログラムにも参加ができる体制を整備することにより、一体型での実施も可能と考えられますので、平成31年度は2か所を見込みます。
(2) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	村内2か所
(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	現在実施している2か所の充実を図ります。
(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	現在実施していない放課後児童クラブが実施となれば、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施することも可能です。今後、放課後児童クラブの実施に向け、教育委員会と住民福祉課、各小学校で一層の連携を図り、検討を行っていきます。
(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	
(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	
(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み	放課後児童クラブの実施を検討することと合わせて、開所時間についても検討を行っていきます。

④様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成

児童の健全育成を目的として保育所、公民館、保健センター、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、シルバー人材センター、地域ボランティア、子ども会、桜友会（青年団等）、自治会等が連携して行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
水上村若者サークル「桜友会」等との交流を実施したほか、岩野公民館・交流センターの開放を行いました。 今後も引き続き、地域の児童育成機能の向上を図り、青少年の健全育成、社会参加活動、若者の交流等を促進します。 また、岩野公民館・交流センターの開放を行います。	住民福祉課 教育課 企画観光課

⑤健全育成の拠点としての公民館・保健センター活動の充実

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、公民館や保健センターにおいて、体験学習や絵本の読み聞かせ、食事セミナーなど、様々な親子のふれあいの機会を提供する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
「親子マジック教室」や熊本県生涯学習推進センターとの共催による「家庭教育講座」など健全育成を目的とした多様な講座を開催しています。 今後も地域の課題に沿った講座を実施し、親の学びを進めていきます。			教育課 住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
講座の開催回数	2回	1回	3回

⑥主任児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進

主任児童委員が、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進め、地域における児童の健全育成や虐待の防止などを進める事業

実施状況と今後の方向性	担当課
学校でのボランティア活動などを通じて、子どもたちとふれあいながら健全育成及び虐待防止にむけて取り組むことができます。 今後も学校や行政と連携しながら、児童の健全育成や虐待防止に努め、子どもや子育て家庭への支援を進めていきます。	住民福祉課

（４）その他

①地域子育て世代間交流の推進

地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら、お年寄りをいたわる気持ちなど、子どもの豊かな心を育む事業

実施状況と今後の方向性	担当課
・岩野小学校：岩野っ子タイムトンネルの実施 ・湯山小学校：湯山サミットの実施 ・各小学校：５・６年生福寿荘訪問 ・中学校：集団宿泊活動を通して、福祉施設の訪問、高齢者福祉について学習 ・全校：福祉と文化のつどい参加 核家族化が進み、子どもたちが高齢者とふれあう機会が減少するなかで、子どもの情操教育、保護者の負担軽減に加え、高齢者の生きがいとしても交流は大切な意味を持ってきているため、今後も継続実施していきます。	住民福祉課 湯山小学校 岩野小学校 岩野、湯山保育所 社会福祉協議会 人づくり振興会議
実施場所	各小中学校・各保育所・各福祉施設（特別養護老人ホーム・桜寿苑等）



第2節 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

①乳幼児健康診査の充実

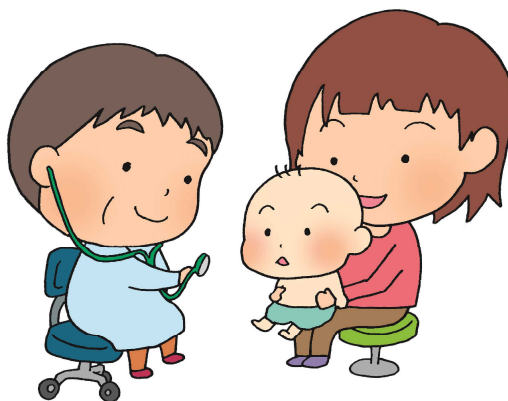
新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、保健指導等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
乳幼児健康診査については湯前町、多良木町と共同で実施していますが、各健診の受診率は、100%は達成できていない状況です。 今後は各健診の受診率、満足度 100%をめざし、電話などでお知らせをしていきます。	住民福祉課

②妊婦健康診査の充実

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、保健指導等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
県内医療機関において 14 回受診することのできる受診券の配布を行いました。また、県外での医療機関との調整も行うことができました。 今後も県内医療機関と連携を図りつつ、14 回の無料受診券の配布を行います。	住民福祉課



③歯科保健の充実

むし歯ゼロを目指し、保護者の意識改革と子どもたちへの保健指導を行う事業

実施状況		担当課	
1 歳以上の幼児に対して年に 12 回歯科検診を行っています。		住民福祉課	
今後の方向性			
妊娠期	母子手帳交付時に、個別指導を行い、妊娠期から始まる子どもの丈夫な歯づくりを推進します。		
乳児期	乳児健診時に、歯科衛生士による、集団指導を行います。		
幼児期	虫歯予防教室を各保育所で行います。（歯磨き指導・かみかみ指導・食事指導）		
幼児健診以外での節目（半年毎）	歯科健診を継続し、う歯予防に努めます。		
3 歳以上児の希望者	村内保育所において、フッ素洗口を継続実施しつつ、小学生・中学生についてもフッ化物洗口を実施できるよう各学校の養護教諭と連携を取りながらに実施に向けて取り組んでいきます。		
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
フッ化物洗口実施数	2カ所	2カ所	5カ所

④母子手帳発行時や乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施

育児不安の解消等を図るため、母子手帳発行時や乳幼児健診の場を活用し親への相談指導を行う事業

実施状況と今後の方向性			担当課
①母子手帳交付を個別で行っており、その際に相談指導も併せて行っています。 ②3ヶ月・6ヶ月児健診（湯前町、多良木町との合同実施）を年12回行っており、その際、公立多良木病院小児科医師による相談と栄養士及び歯科衛生士による相談を実施しています。 ③幼児健診（1歳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児、4歳児）を年6回行っており、②と同様に公立多良木病院小児科医による相談と栄養士及び歯科衛生士による相談を実施しています。 今後は①～③を継続して実施していくことと併せて、5歳児健診の実施も検討していきます。			住民福祉課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
母子手帳交付数	16	17	17

⑤妊娠期から継続した支援体制の整備

児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。

実施状況と今後の方向性			担当課
①産婦訪問：生後1ヶ月以内に全員訪問。 ②乳幼児家庭全戸訪問：生後1ヶ月から3ヶ月以内に全員訪問。 （生後1ヶ月以内の訪問あり） ③幼児訪問 および園訪問：健診等でフォローとなった子どもを、保育所などからの情報を得ながら訪問したり、園訪問を実施。 ④電話相談等：電話や面接など子育てに関する不安解消のために、随時対応。 ①～④を今後も継続して実施していきます。			住民福祉課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
乳児訪問件数	21	12	16

⑥不妊治療費の助成

不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費の一部を助成する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
母子手帳交付時の個別相談の際など、不妊治療の情報と併せて、助成についての情報提供も行っていますが、助成の利用はないのが現状です。 不妊治療の助成についての広報回数を増やすとともに相談時間の設定などを今後検討していき、相談しやすい環境をつくっていきます。			住民福祉課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
不妊治療費の助成件数	0	0	0



(2) 食育の推進

①発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

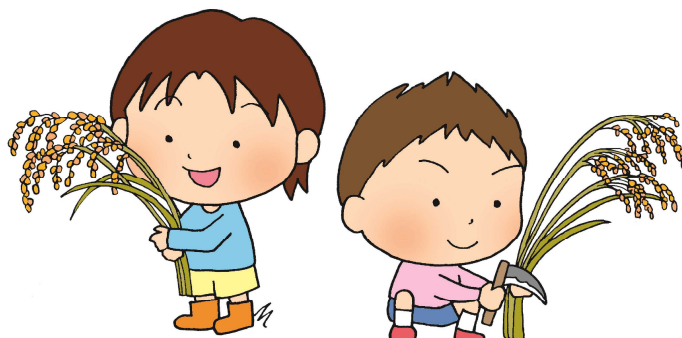
子どもが食べることの意味を理解し、自立的に食を営む力を育むことで心と体を元気にできるよう、発達段階に応じた食に関する体験や学習機会の充実、情報提供を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
栄養士からの離乳食についてや調理実習を行う離乳食教室を年 12 回実施しています。 乳幼児健診での栄養指導 ・ 3・6ヵ月：集団指導（各 1 2 回） ・ 1 2 ヵ月・1 歳半・2 歳児健診：おやつを試食と集団指導 ・ 3 歳児・4 歳児健診：おやつ作りと集団指導、手作りおやつ教室 ・ 年長児と保護者：親子クッキング（就学に向けて朝食の必要性や挨拶の大切さなどを子どもと保護者に伝え、親子のふれあいの場の提供として実施） 小学生については、子ども料理教室を実施し、高齢者については、低栄養予防の講話、老人会での健康講話、男性料理教室等を実施しています。 今後も食に関する学習機会や情報の提供に努めます。	住民福祉課

②食事づくり等の体験活動の推進

子どもたちが食に関して正しい知識、習慣が身につけられるように、行事や調理体験等を積極的に進め、子ども参加型の取組みを実践していく事業

実施状況と今後の方向性	担当課		
平成 24 年度から TT（Team Teaching）として栄養教諭による食育指導を実施しています。 今後は、小学生の頃から、食することの意義、大切さ、作法の指導を促していくため「食」に関する、実態把握を行っていくほか、家庭と連携した「早寝、早起き、朝ご飯」運動の展開に取り組みます。	教育課 住民福祉課		
<table border="1"> <tr> <th>実施場所</th><td>各小中学校</td></tr> </table>	実施場所	各小中学校	
実施場所	各小中学校		



(3) 思春期保健対策の充実

①性に関する正しい知識の普及

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

実施状況と今後の方向性				担当課
性感染症予防に関する正しい知識の普及を目的として、性教育講演会を実施しています。 今後も児童生徒に正しい知識を持たせ、自分の命の大切さを理解させる機会を図っていきます。				教育課 各小中学校 住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	
実施場所	各小中学校 年 1 回	各小中学校 年 1 回	各小中学校 年 1 回	

②喫煙や薬物及び飲酒に関する教育

喫煙や薬物に関する教育として、講演を実施するとともに、禁煙教室を実施するなど、親や地域に対する啓発を行う事業

実施状況と今後の方向性				担当課
小学校については、年 1 回警察へ講演を依頼し、小学生の薬物乱用防止の啓発に努めています。 中学校についても薬物乱用防止講演会などを実施しています。 薬物の怖さを児童・生徒に理解させ、絶対に薬物汚染等の被害にあわないように今後とも啓発を図っていきます。				教育課 各小中学校
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	
実施場所	各小中学校 年 1 回	各小中学校 年 1 回	各小中学校 年 1 回	

(4) 小児医療の充実

①小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組めます。

実施状況と今後の方向性	担当課
小児科専門医師は多良木町、あさぎり町、人吉市にいますが、各自かかりつけ医を決めています。 今後も引き続き近隣市町と連携を図りながら、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に努めます。	住民福祉課

②小児救急医療の充実

実施状況と今後の方向性	担当課
協議会において近隣の市町村及び関係機関との連携を進めています。 今後も救急医療体制の確立に向け、県や近隣の市町村、関係機関との連携を積極的に進めていきます。	住民福祉課

第3節 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長

に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

①小中学生の乳幼児ふれあい体験

小中学生が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を提供する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
小学生においては、保育所訪問を実施しており、中学校においては、ワークキャンプ（職場体験）活動を通して、保育体験を実施しています。（数力所の職場より選択制） 小中学生が子どもを産み育てることの意義を考え、家庭の大切さ、子育ての苦労を実際にふれあい理解していく上で今後も実施していきます。			各小中学校 各保育所
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実施回数	1	1	1

(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

ア. 確かな学力の向上

①子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
朝自習の系統化を行ったほか、担任やボランティアによる読み聞かせ実施しています。また、「ゆうチャレンジ」の問題・結果等の活用による教材開発や学習活動の充実を図っています。 また、指導計画の強化及び授業における言語活動、教科等の目標の実現に向けた言語活動の適切な位置づけ、学習意欲を高める授業の工夫・改善を行っているほか、「思考・判断・表現」の観点での評価工夫改善など個に応じたきめ細やかな指導を実施しています。 今後も主体的に学び、ともに良さを認め、学びを高め合うような集団づくりを進めていきます。	教育課 各小中学校

②ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化

学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力のある学校づくりを行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
小学校では岩野っ子タイムトンネル、湯山サミット等を活用し、地域の方々と の体験学習を実施しました。 中学校では文化祭において郷土の文化「白水神楽」を生徒たちが披露するなど 郷土文化に接し、その素晴らしさを理解させる学習活動の推進することができま した。 今後も学校以外の様々な場において体験学習機会を設け、子どもたちが地域の 方々と一緒に生き生きと色々な体験ができる学校づくりを推進していきます。	教育課 各小中学校

イ. 豊かな心の育成

①道徳教育の充実

人権尊重の社会の実現を目指し、豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改
善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校において、校長を中心とした全教職員の共同指導体制を推進し、ボ ランティア活動、体験活動の実施したほか、「熊本の心」・「わたしたちの道徳」 の効果的な活用に努めました。 また、岩野小学校においては、平成 25 年度に、熊本県道徳教育推進校として 「熊本の心」事業を実施しました。 今後も基本的な生活習慣の定着を図り、自らが主体的に目標を目指し、お互い を高め合う児童生徒の育成を行っていきます。	教育課 各小中学校

②地域との連携による多様な体験活動の推進

地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの総合的な伝統芸能伝承活動
の促進や、芸術体験を通じた心豊かな子どもたちの育成を図るとともに、新たな文化創
造の担い手を育成する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
平成 25 年度中学校文化祭において、村の無形民族文化財「白水神楽」を披露 するなど新たな文化創造の担い手の育成に努めました。 今後も郷土の伝統文化を復活・継承し、地域の子どもたちへの伝承に努めてい きます。			教育課 各小中学校
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実施回数	0	1	1

③専門家による相談体制の強化

いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
個別の指導や教育相談アンケート、いじめアンケート等の結果について全職員で共通理解を図ったほか、家庭との連携を密にしながら、基本的な生活習慣の指導を行いました。 SNS の普及により、いじめの原因ともなる誹謗・中傷等の事例が発生しており、このような社会情勢の変化に伴い、今後は、保護者、学校、関係機関の一層の連携を図り、子どもたちを地域で守る態勢を整えていきます。	教育課 各小中学校

④子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり

全村民による人材育成「ふるさとに親しみ、ふるさとを愛する心を持った人づくり」を推進していく事業

実施状況と今後の方向性	担当課
中学校において職業や上級学校に関する調べ学習と発表会を実施したほか、地域の老人ホーム、保育所、観光施設等と連携し、社会奉仕活動を実施しました。 また、水上中学校においては、中学2年生を対象に職場体験学習やボランティア活動等による啓発的体験学習を実施しました。 今後も「水上の子どもは水上で育てる」という視点に立ち、関係機関が連携をとり、情報の共有化を図るとともに、縦の指導体制の確立を目指します。	教育課

ウ. 健やかな体の育成

①学校におけるスポーツ環境の充実

地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を含めた学校におけるスポーツ環境全般の充実を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
中学校の体育祭と村民体育祭の合同開催や小学校の運動会と各校区の合同開催を実施しています。 今後も、自ら運動に親しみ、体力を高め健康で安全な生活のできる資質や能力を備えた児童生徒の育成に努めていきます。	教育課 各小中学校

②健康教育の推進

生涯にわたる心身の健康の保持増進に、必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
水上村内健康教育委員会については、各年度、総会1回、役員会3回、講演会1回を実施しています。 また、家庭教育学級については、小学生・中学性の保護者対象に健康教育委員会で取り上げられた課題をテーマに講演会を実施しています。 今後も心身の健康において、理解と合理的な運動を通して、健康の保持増進と体力向上を図り、心身ともに健康で安全な生活を営む態度や能力の養成を行っていきます。	教育課 水上村内学校健康教育委員会

エ. 信頼される学校づくり

①教員に対する適正な評価の実施

教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、教員の指導力の向上を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
県の教職員研修に参加し、教員の指導力の向上を図っています。 今後も継続して教員一人一人に対して適性の評価を行い、指導力向上を図っていきます。	教育課

②安全で豊かな学校施設の整備

子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各年度、以下の通り整備を行いました。 平成22年度：水上中学校デッキ塗装・プール建設・グラウンド整備 (修繕箇所：湯山小24件、岩野小10件、水上中24件) 平成23年度：水上中空調整備、夜間照明施設、岩野小図書室改修棟 (修繕箇所 湯山小20件、岩野小17件、水上中34件) 平成24年度：岩野小太陽光発電整備 平成25年度：水上中学校空調整備 今後も子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていきます。	教育課

③児童生徒の安全管理

学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校において防犯訓練、地震避難訓練、水防避難訓練、毎月安全点検の実施しているほか、教育課では子ども110番の家への協力依頼を行っています。 日頃より職員の心得を守り、徹底した安全管理を行っています。	教育課 各小学校

④学校評議員制度の活用

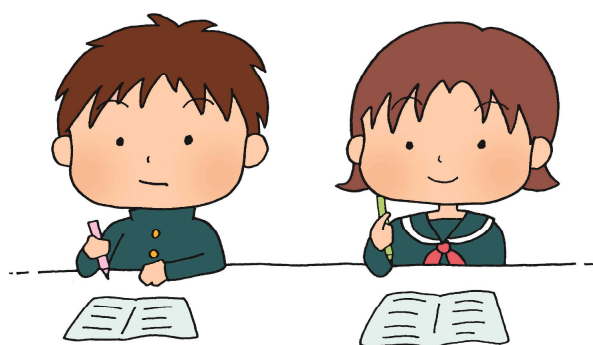
学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図っていく事業（学校評議員とは学校運営に関して意見を述べる人員のことで、学校評議員制度は保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度。）

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校年2回開催 今後も、適切な学校評価に基づいた学校経営状況を公開し、地域からの情報収集に努め、学校と地域が双方の情報を共有しながら地域社会に開かれた学校づくりを推進します。	教育課

⑤地域に根ざした特色ある学校づくり

地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
地域に根ざした学校づくりとして、以下の取り組みを行いました。 ・「ビジュアル広報」「学級通信」等の発行 ・地域の方々との交流、情報交換、人材活用「G T」 ・村行事への積極的参加 ・交流給食（地元の特産品を利用した献立） 今後も地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めていきます。	教育課 各小学校



オ. 幼児教育の充実

①保育所における養護機能の充実

保育所が地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを形成し、養護機能の充実を図っていく事業

実施状況と今後の方向性			担当課
健康教育委員会において保育所、関係行政機関、団体、地域組織との連携を図っています。 今後も健康教育委員会において連携を図り、連携保育所の養護機能強化・充実に努めていきます。			教育課 住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
委員会開催回数	2	2	2

②保育士等の資質向上

各保育所が、資質向上のための研修会に参加しやすい職員配置の条件を整えるとともに、研修の場を設け、保育士の資質向上に努めます。

実施状況と今後の方向性			担当課
各研修会への積極的な参加を行い、保育士の資質の向上に努めています。 また、保育士の確保のため、嘱託職員としての採用を行っています。 今後も保育士等の資質の向上に向け、研修会への積極的な参加、人材の確保を行っていきます。			住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育士数	11	11	12

③保育内容、指導・援助方法の工夫改善

指導事例集の活用啓発や保育内容の報告会を設ける等により、各所の保育内容、指導・援助方法の工夫改善の促進を行う事業

実施状況と今後の方向性			担当課
県が作成した指導事例集の活用啓発を図っているほか、随時、保育所訪問を行い、保育活動の実情を把握し、実践報告会（発表会）を開催しています。 今後も継続して実施し、各所の保育内容、指導・援助方法の工夫改善を行っていきます。			住民福祉課

④障がいのある子どもの教育の推進

入所を希望する障がいのある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障がいの種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めることにより、障がいのある子どもの教育を推進していく事業

実施状況と今後の方向性			担当課
障がいのある子どもの就学先については、上球磨就学指導委員会で発達検査や専門員、保護者との面談を行っています。 平成 26 年度からは、就学指導委員会を独自で行っています。 支援が必要な子どもの保護者に対し、どう理解を求めていくかが課題となっており、今後、就学指導委員会にて一層の検討を行っていきます。			住民福祉課 教育課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
上球磨就学指導委員会会議回数（個別面談等も含む）	13	9	6

⑤保育環境の整備

保育所における、教育・保育条件の整備を推進するため臨時的に保育活動を支援する非常勤職員派遣や現状に即した施設・設備の充実を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
保育士（嘱託職員）、保育補助員（臨時職員）の採用を行ったほか、施設・設備の充実として、室内柵の整備や AED の設置、畳の取替などを行い、現状に即した施設、整備の充実を図っています。 今後も継続して保育環境の整備に努めます。	住民福祉課

⑥子どもの育ちの連続性を図る条件整備

保育所、小学校関係者等で連絡を密にし、就学にあたって、子どもの実態や保護者のニーズに応じた相談の実施する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
特別支援教育連携協議会（教育長、教育課長、各小中学校長、特別支援学級担任、主任保育士、保健師で構成される会議）を設置し、会議内で情報交換等を行い、連携を図っています。就学指導委員会については、上球磨三ヶ町村合同で行っており、発達検査や専門員との面談を行ったうえで就学先を決定しています。 平成 24 年度まで会議回数が少なかったため、平成 25 年度に会議計画の見直しを行い、平成 26 年度からは会議回数を増やし、教職員向けの特別支援教育研修会を行い、特別支援教育に対する知識の充実を図っていきます。			教育課 住民福祉課 各小学校
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特別支援教育連携協議会会議回数（実務担当者会含む）	2	4	8

⑦地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所

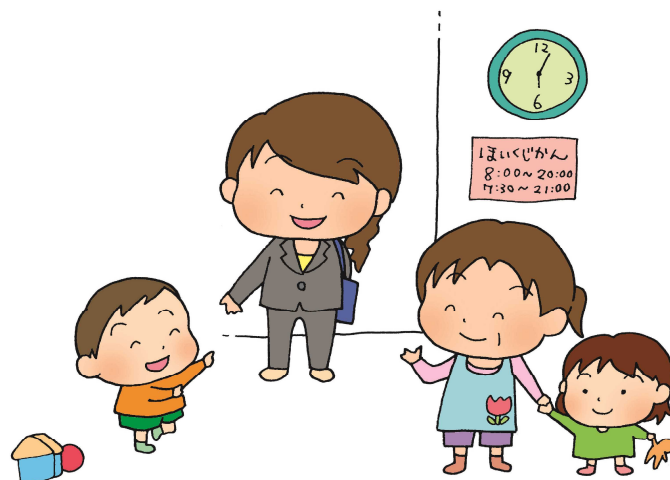
年間を通して積極的に地域とふれあう機会を設け、開かれた保育所づくりを行う事業

実施状況と今後の方向性			担当課
地域の高齢者との交流会を行っています。 今後も積極的に開かれた保育所づくりを行っていきます。			住民福祉課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
開催回数	1	1	1

⑧学習機会の提供

地域の特性やニーズを踏まえ、保護者会やP T A等の協力のもと、保護者等が参加しやすい健診等の機会を利用した子育て講座等や家庭教育井戸端会議、中高生による子育て体験、本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会を提供する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
地域の特性やニーズを踏まえ、保護者会やP T A等の協力のもと、保護者等が参加しやすい就学時健診等の機会を利用した子育て講座、育児相談、家庭教育に関する講座開設の拡大を図ります。 また、家庭教育井戸端会議、中高生による子育て体験、本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会、子どもや親の交流の機会づくりや家庭教育手帳・ビデオの活用等の充実を図ります。	教育課 各保育所 住民福祉課



カ. 地域の教育力の向上

①地域における子どもの多様な体験活動の充実

関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所づくりの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供していきます。

実施状況と今後の方向性			担当課
ふるさと塾（年4～8回）を実施し、様々な体験活動を行っています。 今後も継続して実施していきます。			教育課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
ふるさと塾の年間開催回数	5	7	7

②広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成

総合型地域クラブの整備、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ります。

実施状況と今後の方向性			担当課
現在、ソフトテニス・野球・ダンス・柔道・健康太極拳・フラダンス・空手・英語塾・洋裁・習字・園芸・陶芸の12のクラブが活動しています。 今後も子どもたちの多様なスポーツニーズに伝えていくため、地域のスポーツ環境の整備を図っていきます。			教育課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総合型地域スポーツクラブ会員数	152	155	155

③世代間交流の推進

小中学生が、子どもを産み育てることの意義を理解できるよう、保育所を活用し、乳幼児とふれあうを機会つくるほか、子どもや高齢者など異年齢の交流を通じて社会性を育むため、さまざまな体験活動を推進する事業

実施状況と今後の方向性		担当課
関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した異年齢の子どもとの交流、高齢者との交流などを通じた社会性を育むための様々な体験活動を実施しています。 また、PTA等を中心に行われている「あいさつ運動」や「声かけ運動」等の取り組みは、子どもと家庭や地域のかかわりにおいても大切であるため、今後さらに推進していきます。		教育課 住民福祉課 各保育所 社会福祉協議会

第4節 基本目標4 子育てを支援する生活環境の

整備

(1) 経済的な支援の充実

① 出産祝い金事業の充実

新生児の出産に対し新生児出産祝金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、地域の活性化と児童の健全な発育と福祉の増進を図る事業

実施状況と今後の方向性			担当課
水上村に住所を有し、現に居住する人が出産した第3子以降の出生児の養育者で、かつ引き続き永住の意思を持つ人に対し、出生児ひとりごとに養育奨励金を支給しています。 今後も継続して実施します。			住民福祉課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
出産祝金支給事業	8	3	6

② 子ども医療費助成事業（旧：乳幼児医療費助成事業）

子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図ります。

実施状況と今後の方向性			担当課
中学3年生までを助成対象として実施しています。 今後も子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図ります。			住民福祉課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
助成延件数	2,294	2,461	2,547

③ チャイルドシート購入補助事業

チャイルドシートの購入に要する経費に対する補助を行う事業

実施状況と今後の方向性			担当課
チャイルドシート購入経費の2分の1以内とし、1件当たり20,000円を限度として1児童につき2回（チャイルドシート・ジュニアシート）までの支給を行っています。 今後も継続して助成を行っていきます。			総務課
実績	平成24年	平成25年	平成26年
助成件数	16件	7件	10件

（２）安全な道路交通環境の整備

①幅の広い歩道の整備等

ユニバーサルデザインの観点から高齢者・障がい者・児童にやさしい道づくりを推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
交通安全補助工事として通学路のカラー舗装、防護柵等の設置を行いました。今後も高齢者・障がい者・児童にやさしい道づくりを進めていきます。	建設課

（３）安心して外出できる環境の整備

①子育てバリアフリー化の推進

公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できる設備の充実を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
役場窓口にベビーベッドの設置したほか、公園におむつ替えベッドを設置しました。 今後も、子育て世帯が安心して利用できる設備の充実を積極的に図っていきます。	住民福祉課 企画観光課 建設課

（４）安全・安心まちづくりの推進

①通学路や公園等における防犯設備の整備

通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進する事業

実施状況と今後の方向性			担当課
通学路や公園等に防犯灯を設置しました。 今後も暗い通りや危険な箇所など必要に応じて防犯灯の設置を検討していきます。			総務課 企画観光課 建設課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
防犯灯設置数	18	22	18

②安全・安心のまちづくり

道路、公園、駐輪・駐車場、公衆便所、公営住宅の構造・設備の改善、及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校では通学路点検の実施時、危険箇所の点検を行っています。 また、教育課において危険箇所の修復依頼、関係機関との協議を行っています。 今後も道路環境の改善、遊具棟の点検の実施を計画的に図っていきます。	総務課 企画観光課 教育課 建設課

第5節 基本目標5 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の実施

子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校において、交通安全教室を実施しています。また、湯山小学校においては交通安全子ども自転車大会への参加により、交通安全の推進を図りました。 今後も安全協会、警察への協力を依頼し、交通安全に対する心構え、登下校時の歩行や自転車の乗り方、交通安全指導の徹底を図っていきます。	総務課 教育課 各小学校

②交通安全教育指導者の育成

安全教育に当たる職員の指導力の向上を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
役場職員、社会福祉協議会職員を対象とした交通安全研修会を実施しています。(平成26年度は2回実施しました(延86人)) 今後も継続して研修会等を行っていくほか、地域の方に交通安全教育の指導者として活躍していただくための講習なども開催を検討していきます。	総務課



(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①犯罪等に関する情報の提供の推進

住民の皆さんの自主防犯行動の充実のために、防犯等に関する情報の提供を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
警察、学校、PTA、関係機関との不審者情報の共有を図っているほか、ゆっぴーメールの登録、防災無線での情報提供に努めています。 今後も引き続き、関係機関と協力し、情報提供の確立を推進していきます	教育課 各小学校・PTA 総務課

②学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においての、PTA等のボランティアと連携したパトロール活動を推進します。

実施状況と今後の方向性	担当課
毎年、学校・PTAが連携し、学校付近や通学路等で交通量の多い交差点のパトロール活動を推進しています。 今後も子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においての、PTA、行政等と連携したパトロール活動を推進していきます。	教育課 各小学校・PTA 総務課

③防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習の実施、及び機器の貸与等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小学校においては、新入生全員に防犯笛とベルの配付を行っているほか、子どもが犯罪の被害に遭わないよう、パトロールステッカー運動を通じた見守りを実施しています。 中学校では防犯訓練を実施しています。 今後も関係機関との情報交換を行いながら子どもが犯罪の被害に合わないよう取り組みを行っていきます。	教育課 各小中学校・PTA

④「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

実施状況と今後の方向性			担当課
防犯ボランティア活動については、児童の通学路等を考慮し、毎年6月に行っている人づくり振興会議において検討を行っています。 今後も地域、関係機関と協議し登録数や家の位置について検討を進めていきます。			教育課
実績	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
子ども110番の家 登録数	30	30	30

⑤ 子どもたちを有害環境から守るための取組

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力、インターネット等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけるなど子どもを有害環境から守るための取り組みを行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校において、携帯電話、インターネット上の有害サイトへの自主的措置を保護者に説明し、子どもたちが被害に遭わないように周知をしています。 近年、SNS の普及により子どもたちにまでその影響がでてきており、誹謗、中傷等の書き込みがいじめ等の問題につながっているケースが見受けられます。 今後は保護者も含め、インターネットの正しい使い方の理解を進めていきます。	総務課 教育課 住民福祉課

⑥被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校、教育委員会、関係機関の情報共有を行うなど、密に連携を図っているほか、道徳教育を推進しながら、いじめをなくす取り組みを行っています。 今後も継続して実施していきます。	教育課 各小中学校



第6節 基本目標6 要保護児童への対応などきめ

細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

①虐待防止ネットワークの設置

児童虐待等に対処するため虐待防止ネットワークを充実し、各関係機関との情報交換や連携を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
協議会はあるものの、実働できていないのが現状です。 今後は協議会を実働させ、関係機関との連携を図り、児童虐待を未然に防ぐよう取り組んでいきます。	住民福祉課 教育課

②家庭児童相談所と村児童相談窓口における取組

虐待の未然防止、早期発見への取り組みとして、福祉事務所（家庭児童相談所）と連携し、村児童相談窓口における取り組みを充実させます。また主任児童委員、保育所、各小中学校等の積極的な活用も推進します。

実施状況と今後の方向性	担当課
現在まで虐待事例はないのが現状です。 今後も必要に応じて各学校、主任児童委員、福祉事務所、児童相談所など関係機関と連携を図っていくほか、虐待の未然防止、早期発見のために、パンフレットの全戸配布を今後も実施していきます。	住民福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

①福祉サービス等利用に際しての配慮

経済的自立、子どもの育児や教育、家事など様々な問題を抱え、精神的にも負担が大きくなっているケースも少なくありません。地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、適切な援護、支援を行っていきます。

実施状況と今後の方向性	担当課
児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成を実施しています。 また、村ひとり親家庭1日家族旅行を実施しています。 今後も、継続してひとり親家庭に対する助成を行っていきます。	住民福祉課 社会福祉協議会

②相談体制の充実や情報提供

母子家庭や父子家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。

実施状況と今後の方向性	担当課
常時相談できる体制を整えています。 今後も相談体制を充実させ、パンフレットなどで情報の周知を徹底します。	住民福祉課

③母子寡婦福祉団体の受注機会の増大への配慮

母子寡婦福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めます。

実施状況と今後の方向性	担当課
福祉と文化のつどいや福祉団体運動会時にバザー等を実施されています。 今後も継続し、母子寡婦福祉団体の活動に協力していきます。	住民福祉課

(3) 障がい児施策の充実

①学校における健康診断等の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、学校における健康診断等を推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
各小中学校において、4月～5月 内科検診・歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診・心臓検診を実施しています。また毎日の健康観察の徹底と健康に対する意識の向上を図っています。 今後も学校における健康診断等を推進していきます。	住民福祉課 教育課

②適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進しています。 今後も障がい者計画・障がい福祉計画に沿って、事業を推進していきます。	住民福祉課

③保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ

保育所や放課後児童健全育成事業において、障がい児の受入れを推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
受け入れ体制が整わず、現在、受け入れることができる施設がない状態です。 今後も受け入れ可能な施設の設置に向け検討していきます。	住民福祉課 教育課



第6章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、水上村全域を1区域として設定します。

第2節 子ども・子育て支援給付

(1) 前提となる事項

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。
※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)
※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する(ワークシート有)

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
保育所利用者	93人	104人	107人	110人	100人	98人
幼稚園利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	93人	104人	107人	110人	100人	98人

※教育・保育は、ニーズ量にて算出した合計値から、各実績の割合等を勘案し見込んだ数値

(3)教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制、確保策の考え方

○幼児教育については、ニーズが無かったため、提供体制は確保していない状況です。
○保育については、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○村内に幼稚園、認定こども園がないため、保育所において保育面だけでなく教育の充実も図ります。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人

水上村		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1 号 教育 希望	2 号 保育の 必要性あり		3 号 保育の 必要性あり		1 号 教育 希望	2 号 保育の 必要性あり		3 号 保育の 必要性あり	
		3 歳 以上	3-5 歳		0歳	1-2歳	3 歳 以上	3-5 歳		0歳	1-2歳
			教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
①量の見込(必要利用定員総数)		0	0	61	10	33	0	0	66	10	31
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育園(教育・保育施設)	0	0	61	15	35	0	0	67	10	32
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		0	0	0	5	2	0	0	1	0	1

水上村		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1 号 教育 希望	2 号 保育の 必要性あり		3 号 保育の 必要性あり		1 号 教育 希望	2 号 保育の 必要性あり		3 号 保育の 必要性あり	
		3 歳 以上	3-5 歳		0歳	1-2歳	3 歳 以上	3-5 歳		0歳	1-2歳
			教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
①量の見込(必要利用定員総数)		0	0	67	10	33	0	0	57	10	33
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育園(教育・保育施設)	0	0	68	10	35	0	0	60	10	35
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		0	0	1	0	2	0	0	3	0	2

水上村		平成 31 年度				
		1 号 教育 希望	2 号 保育の 必要性あり		3 号 保育の 必要性あり	
		3 歳 以上	3-5 歳		0歳	1-2歳
			教育 希望	左記 以外		
①量の見込(必要利用定員総数)		0	0	55	10	33
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育園(教育・保育施設)	0	0	60	10	35
	地域型保育事業				0	0
②-①		0	0	5	0	2

(4)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

			平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
時間外保育事業 (延長保育)			9 人 2か所	10 人 2か所	10 人 2か所	10 人 2か所	10 人 2か所	10 人 2か所
放課後 児童健 全育成 事業	低学年		－	19 人	19 人	18 人	19 人	18 人
	高学年		－	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
子育て短期支援事業			－	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
地域子育て支援拠 点事業			50 人回 1 か所	40 人回 1 か所	40 人回 1 か所	40 人回 1 か所	40 人回 1 か所	40 人回 1 か所
一時 預かり 事業	幼稚園 の預かり 事業	1 号 認定	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		2 号 認定	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	その他		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
病児・病後児保育 事業			26 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
ファミリー・サポート・セ ンター事業(就学児 のみ)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
妊婦健診事業				15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
乳児家庭全戸訪問 事業				15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
養育支援訪問事業			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用者支援			0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

※放課後児童健全育成事業は、就学児童のニーズにて算出した数値

(5) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 時間外保育事業

提供体制、確保策の考え方

○時間外保育事業については、延長保育事業を村内 2 か所、午前 7 時 30 分～午後 7 時までの朝 30 分、夕方 45 分の時間延長で実施しています。

○今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

■ 時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
② 確保の内容	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②－①	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、提供体制を確保できていません。今後、放課後子ども総合プランを踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型での提供を実施できるよう、放課後児童クラブの実施を検討していきます。また、放課後子ども教室（わんぱくキッズ塾）の時間延長や長期休暇中の公民館の開放なども行っていきます。

■ 放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込	低学年	19 人	19 人	18 人	19 人	18 人
	高学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 確保の内容	低学年	0 人	0 人	0 人	20 人	20 人
	高学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②－①		▲19	▲19	▲18	1	2

③子育て短期支援事業

提供体制、確保策の考え方

- 子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類から構成されます。
- 子育て短期支援事業については、ニーズがなく、実施していない状況ですが、今後必要に応じて検討していきます。

■子育て短期支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

提供体制、確保策の考え方

- 地域子育て支援拠点事業については、保健センター内にさくらっこ子育て支援センターを開設し、育児の不安等について、電話相談や支援センター内での面接相談を行っています。
- 今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	40人回	40人回	40人回	40人回	40人回
②確保の内容	50人回 (1か所)	50人回 (1か所)	50人回 (1か所)	50人回 (1か所)	50人回 (1か所)
②－①	10人回	10人回	10人回	10人回	10人回

⑤一時預かり事業

提供体制、確保策の考え方

○一時預かり事業については、ニーズがなく実施をしていない状況です。保護者の勤務形態などの事情を考慮し、通常保育で対応できるよう保育内容の充実を図ります。

■一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■一時預かり事業（その他）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑥病児・病後児保育事業

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村を実施主体として公立多良木病院にて実施しています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■病児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②確保の内容		30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、ニーズがなく実施していない状況です。今後、多様な保育ニーズが増えていくことが予測されるため、実施について検討していきます。

■ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧妊婦健診事業

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、14 回分の受診券を配布しており、県内の各医療機関で受診できる体制となっています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■妊婦健診：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施内容」

水上村		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
②確保の内容	実施場所	県内 各医療機関	県内 各医療機関	県内 各医療機関	県内 各医療機関	県内 各医療機関
	実施内容	14 回分の 受診券を配布	14 回分の 受診券を配布	14 回分の 受診券を配布	14 回分の 受診券を配布	14 回分の 受診券を配布

⑨乳児家庭全戸訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、保健師2名で乳児のいる家庭を訪問し、実施しています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容	実施体制	保健師2名	保健師2名	保健師2名	保健師2名	保健師2名
	実施機関	水上村	水上村	水上村	水上村	水上村

⑩養育支援訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○療育支援訪問事業については、量は見込んでいませんが、他の相談事業を活用しつつ、今後、保護者のニーズに応じて検討していきます。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容		0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0	0	0	0	0

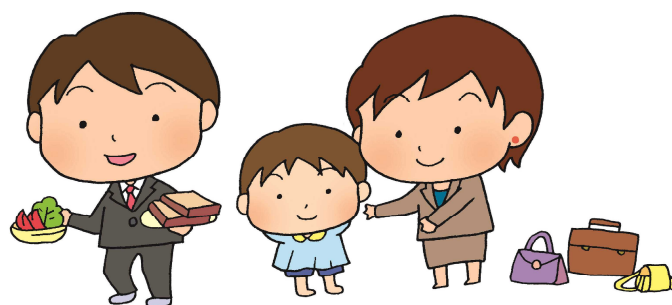
⑪利用者支援事業

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、水上村のサービスの提供体制を勘案し、量は見込んでいませんが、今後、保護者のニーズに応じて課で対応していきます。

■利用者支援:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

水上村	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
②確保の内容	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所



第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、村民や保育所、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、村民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所をはじめ子どもに関わる機関に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

第2節 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「水上村子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

資料編

■ 水上村子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、水上村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、村長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ 水上村子ども・子育て会議委員名簿

第3条第2項に基づく区分	役 職 名
第1号	岩野保育所保護者会長
	湯山保育所保護者会長
	岩野小学校 PTA 代表
	湯山小学校 PTA 代表
第2号	民生委員児童委員
	民生委員児童委員
	湯山小学校校長
	岩野小学校校長
	女性の会代表
	湯山保育所主任
	岩野保育所主任
	子育て支援センター職員
第3号	学識経験者
第4号	社会福祉協議会事務局長
	国保運営委員代表
	区長会長

■ 用語解説

あ行

■ 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

か行

■ 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■ 協働

様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。

■ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■ 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

■ 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■ 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

■時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

■事業所内保育

0～2歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う事業。

■小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型がある。

た行

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下の保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

な行

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも継続して利用できる。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。

■妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

■病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

■ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業。

や行

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

ら行

■利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

水上村子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度)

発 行 年 月	平成 27 年 3 月
編集・発行	水上村 住民福祉課 〒868-0795 熊本県球磨郡水上村大字岩野 90 TEL : 0966-44-0311 (代) FAX : 0966-44-0662